

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月十八日

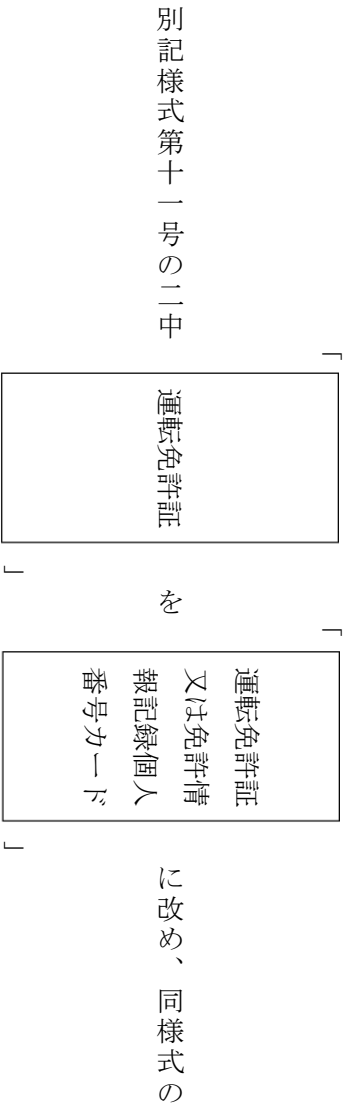
埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第六号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の十二第三項第三号中「運転免許証」の下に「又は同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード」を加える。



注意中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。